

**令和7年度実施  
高等専門学校機関別認証評価  
評価報告書**

**長野工業高等専門学校**

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	2
	領域1 教育の内部質保証システム	2
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	4
	領域3 学習環境及び学生支援等	6
	領域4 財務基盤及び管理運営	8
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	10
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	15

## I 認証評価結果

長野工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する 37 の基準のうち、基準 4-2 及び基準 5-6 を除くすべての基準を満たしている。

基準 4-2 及び基準 5-6 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準 1-1、基準 1-2 及び基準 1-3 をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

#### <改善を要する点>

- 高圧ガス管理規程が整備されていない。(基準 4-2)
- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(基準 5-6)
- 一部の授業科目において、科目内で端数処理の方法が統一されておらず、公平な成績評価がされていない。(基準 5-6)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 当校の支援団体である技術振興会は、会員企業約 400 社を擁し、地域の会員企業を中心として、企業が抱える技術的課題と教員の研究シーズを結び付ける活動を継続的に行っている。これらの取組は、オープンラボや高速伝送信号評価センターを活用した共同研究へと発展しており、学生による研究報告も行われるなど、地域連携活動が活発に展開されている。(基準 4-2)
- 本科 1 年次の全系共通必修科目として、一般科目「ウェルネス・アウトドア」を多様な学生の関係構築を促す独創的な取組として開講し、従来の保健・体育総合を進化させている。(基準 5-3)
- 国際交流センターにより、海外大学等との協定を利用した訪問・研修に関する学生支援が行われている。令和 6 年度には本科 2 年次学生全員の研修旅行に加えて、64 人の学生が海外研修に参加している。(基準 5-5)

## Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域 1 教育の内部質保証システム</p> <p><b>基準</b></p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>
--

### 基準 1-1

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、毎年度、自己点検・評価を実施するための方針として自己点検評価の実施に関する要項が定められているとともに、その方針に基づいて教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せが定められている。自己点検・評価の実施体制として、校長を責任者とする執行会議及び教育改善委員会が設置されている。施設・設備、学生支援に関しての自己点検・評価の実施体制としては、教務主事を責任者とする教務委員会、専攻科長を責任者とする専攻科運営委員会、学生主事を責任者とする学生支援委員会、キャンパスマネジメント委員会、事務部長を責任者とする安全衛生委員会が設置されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は、教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せが定められ、その実施体制として、参与会が設置されている。

参与会の指摘を受け、自己点検サイクルを四半期に設定して自己点検・評価表に「四半期ごとの実施」と「達成率」を設定した。令和6年度の自己点検では、四半期ごとのチェック時に数値化を意識した点検項目・点検事項に見直しを行うこととしている。

### 基準 1-2

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」

という。)が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。)が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、自己点検評価の実施に関する要項及び教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに定められている。

教育課程ごとの点検・評価において、領域5の基準5-1から基準5-11に基づく点検・評価を行うこと及びその実施組織が、教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せにおいて定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業(修了)時の学生、卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価、日本技術者教育認定機構(以下、「JABEE」という。)による認定審査、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえて実施されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに定められている。

自己点検・評価の結果は、当校ウェブサイトで公表されている。

### 基準1-3

【評価結果】基準1-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については、対応が行われているが、自己評価書提出時点では、「一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、学習成果の評価に不適切な点がみられる。」について、改善のための検討がされたことが確認できなかったが、令和7年11月までに、授業改善システム報告書や試験問題類似度点検報告が関係委員会で検討され、改善策を検討する体制が整っていることを確認した。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われており、授業改善システムチェック等の改善によって複数の試験問題において是正が必要であることを把握している。

## 領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

## 基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、令和4年度に機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科、環境都市工学科が改組され、工学科（情報エレクトロニクス系、機械ロボティクス系、都市デザイン系の3系）が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

専攻科課程には、生産環境システム専攻、電気情報システム専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

## 基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として学生支援委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として入学者選抜委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科運営委員会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、執行会議が設置されており、内部組織規則には、構成、校長等（校長、副校長、各主事）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が定められている。

## 基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

#### 基準 2-4

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員採用基準に定められており、採用・昇任に当たっては、教員採用基準に定められた判断方法により、教育経歴、実務経験、研究業績等が配慮されている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員の教育研究活動の評価に関する要項に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、教育研究費配分における措置を行うことが、教員の教育研究活動の評価に関する要項に定められている。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、教育改善委員会が設置されており、定期的にFDが実施されている。

令和6年度においては、いじめ防止に関する研修、英語リスニングの学習方法に関する研修等が行われている。

#### 基準 2-5

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が配置されている。教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）の資質の維持、向上を図るため、スタッフ・ディベロップメントの実施に関する要項に基づき、令和6年度においては、初任職員研修会、語学研修、部下指導研修等が行われている。

## 領域3 学習環境及び学生支援等

## 基準

- 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。
- 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

## 基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペースが設けられている。

これらの施設・設備については、安全衛生管理組織規則に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、教育研究施設の有効活用に関する規則及び研究設備利用規則が策定されている。

学生が実験・実習工場を利用するに当たっては、学生に対してガイダンスが行われている。なお、現地視察時点では実習工場の安全通路の線引きや、一部の実験科目での安全対策が不十分であったが、令和7年11月までに改善されている。

また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書77,242冊（うち、外国書9,152冊）、学術雑誌2,773種（うち、外国書2,687種）、電子ジャーナル2,650種（うち、外国書2,650種）、視聴覚資料785点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

## 基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等が学生相談室規則、学生便覧、スクールソーシャルワーカーの雇用に関する取扱いについて、ハラスメントの防止等に関する規則に基づき整備され、学生に対して周知されている。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ対策委員会規則及びいじめ防止等基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、国際交流センター、教務委員会、社会人学生に対する学習・生活支援体制に関する申合せ、専攻科運営委員会、学生相談室による支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、進路支援室による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路指導用マニュアルの作成、進路指導ガイダンスの実施、進路指導室の設置、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会の実施、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談の実施、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結が行われている。

学生寮が整備され、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、共同浴場（シャワールーム）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として学習室が設置され、自習時間が設定されている。

また、学生との協議会、寮生活アンケートの実施により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、相談・助言、奨学金の給付・貸与等、入学科・授業料の減免等、緊急時の貸与等、海外研修旅行経費の貸与が実施されている。

領域4 財務基盤及び管理運営
----------------

<p>基準</p> <p>4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。</p> <p>4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。</p> <p>4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。</p> <p>4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。</p>
---

## 基準4-1

【評価結果】基準4-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

## 基準4-2

【評価結果】基準4-2を満たしていない。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して学則及び内部組織規則が整備されているとともに、執行会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制がリスク管理室規則に基づき整備され、危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されている。これらに基づき定期的に防災訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。

しかし、高圧ガス管理規程が整備されていない。

教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、学位取得に関する支援、教員表彰制度、企業研修への参加支援、校長裁量経費等の予算配分、ゆとりの時間確保策、サバティカル制度、他の高等教育機関・研究機関との人事交流、研究活動推進費の支援等の措置が講じられている。

研究を促進するため、研究設備利用規則が整備され、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。

また、外部の財務資源を積極的に受け入れる取組として、オープンラボの設置や研究シーズ集の発行が行われている。

なお、教員及び研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制として、研究倫理委員会が設置されており、令和6年度においては、研究倫理教育（APRIN eラーニング）及び公的研究費の使用に関する研修会が実施されている。また、学生に対しては、4年次必修科目の「倫理学」

において技術・研究についての倫理教育が行われている。

地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定され、改善を図るための体制が地域貢献活動等に関する目的・基本方針および目標に基づき整備されている。

また、外部の教育・研究資源を活用のための取組として、長野市と連携して事業を行っているほか、起業の郷・企業書生派遣事業が行われている。

**【優れた点】**

- 当校の支援団体である技術振興会は、会員企業約 400 社を擁し、地域の会員企業を中心として、企業が抱える技術的課題と教員の研究シーズを結び付ける活動を継続的に行っている。これらの取組は、オープンラボや高速伝送信号評価センターを活用した共同研究へと発展しており、学生による研究報告も行われるなど、地域連携活動が活発に展開されている。(観点 4-2-③)

**【改善を要する点】**

- 高圧ガス管理規程が整備されていない。(観点 4-2-②)

**基準 4-3**

**【評価結果】** 基準 4-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織及び事務分掌規則に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）がスタッフ・ディベロップメントの実施に関する要項に基づき、組織的に行われている。令和 6 年度においては、メンタルヘルス（ラインケア）研修、職員海外研修、語学研修、部下指導研修が実施されている。また、高専機構本部人事課が実施する初任職員研修会ハラスメント防止に関する研修に職員を参加させている。

**基準 4-4**

**【評価結果】** 基準 4-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、執行会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

**基準 4-5**

**【評価結果】** 基準 4-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。

## 領域5 準学士課程の教育活動の状況

## 基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 5-9 APが具体的かつ明確であること。
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

## 基準5-1

【評価結果】基準5-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

## 基準5-2

【評価結果】基準5-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

## 基準5-3

【評価結果】基準5-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた学科系統図が作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規が整備されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、2年次に全系共通の授業科目として「エンジニアリングデザイン入門」が開講されており、デザイン思考を用いたアイデアの発想、プロトタイプ製作、フィードバックの方法について体験する授業が行われている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、英語によるポスタ発表会を行う等の成果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科共通の授業科目として「実務訓練」が開講されており、夏季休業中に1週間もしくは2週間の企業実習を行っているほか、終了後に報告会が行われている。これらの取組の結果、学生が実践力を発揮し、受け入れ企業を招いた報告会を実施する等の成果を上げている。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、「グローバルエンジニア基礎演習」や海外研修旅行、短期留学生との交流が実施されている。

**【優れた点】**

- 本科1年次の全系共通必修科目として、一般科目「ウェルネス・アウトドア」を多様な学生との関係構築を促す独創的な取組として開講し、従来の保健・体育総合を進化させている。(観点5-3-②)

**基準5-4**

**【評価結果】** 基準5-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

特別活動が90単位時間以上実施されている。

授業形態の構成割合は、開講時間数からみて、全系共通一般科目については、講義79.5%、演習6%、実験・実習14.5%、全系共通専門科目については、講義55.6%、演習31.1%、実験・実習13.3%、情報エレクトロニクス系・電気コースについては、講義68.3%、演習0%、実験・実習31.7%、情報エレクトロニクス系・情報コースについては、講義70.7%、演習0%、実験・実習29.3%、機械ロボティクス系については、講義64%、演習0%、実験・実習36%、都市デザイン系については、講義72.7%、演習0%、実験・実習27.3%、一般科については、講義82.4%、演習5.9%、実験・実習11.8%、機械工学科については、講義55.7%、演習13.9%、実験・実習30.4%、電気電子工学科については、講義64.6%、演習10.1%、実験・実習25.3%、電子制御工学科については、講義57.7%、演習12.8%、実験・実習29.5%、電子情報工学科については、講義59.7%、演習14.3%、実験・実習26%、環境都市工学科については、講義67.1%、演習10.6%、実験・実習22.4%となっており、CPに照らして適切なバランスとなっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮が行われている。

シラバス作成の手引きにおいてシラバスに記載すべき項目が明確に規定され、適切にシラバスが作成されている。

当校では、最新のシラバスが提示されているかをシラバスの点検に関する申合せにより確認が行われるとともに、学生のシラバスの活用状況が授業評価アンケートにより把握され、学生のシラバスの活用状況を把握した結果、改善の検討が行われている。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間が確保され、1単位時間は45分で運用されている。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法が導入されている授業科目の履修時間については、学則等で

授業時間が定められている。授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間外の学修等を合わせて45時間であることが明示され、学則に定める授業形態ごとに単位時間数に応じた授業時間外の学習が設定されている。

### 基準5-5

【評価結果】基準5-5を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、他学科授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、専攻科課程教育との連携、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換、個別の授業科目内での工夫、最先端の技術に関する教育が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規に定められ、法令に従い取り扱われている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制が整備されている。学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、学生との懇談会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際交流センターが設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、264人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、留学支援情報の提供が実施されている。

#### 【優れた点】

- 国際交流センターにより、海外大学等との協定を利用した訪問・研修に関する学生支援が行われている。令和6年度には本科2年次学生全員の研修旅行に加えて、64人の学生が海外研修に参加している。(観点5-5-③)

### 基準5-6

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

#### 【評価結果の根拠・理由】

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、授業改善システムチェック報告書により学校としてその評価を把握している。

しかし、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験、再試験、仮進級での単位認定の成績評価方法として学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規が定められている。なお、自己評価書提出時点では仮進級した者に対する単位認定が適切に

行われていなかったが、令和7年11月までに学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規が改訂されている。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。

しかし、一部の授業科目において、科目内で成績評価の端数処理の方法が統一されていない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規に定められている。

#### 【改善を要する点】

- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。（観点5-6-①）
- 一部の授業科目において、科目内で端数処理の方法が統一されておらず、公平な成績評価がされていない。（観点5-6-③）

#### 基準5-7

【評価結果】基準5-7を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

卒業認定基準が、DPに従って学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規に定められ、設置基準が定める要件と整合し、学生便覧により学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、執行会議及び教員会議において卒業認定が行われている。

#### 基準5-8

【評価結果】基準5-8を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに基づき整備されている。

卒業時の学生については、令和6年度に5年生学習到達度調査が行われ、教務委員会で調査結果の報告と分析が行われている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生、就職先については、令和6年度に卒業生および企業に対するアンケート調査が行われ、教育改善委員会での評価・検討が行われている。

#### 基準5-9

【評価結果】基準5-9を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、

学校及び学科の目的、DP、CPを踏まえ、明確に定められている。

#### 基準5-10

【評価結果】基準5-10を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

APの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、調査書及び面接を総合して、学力選抜においては、学力検査の成績及び調査書を総合して、帰国子女特別選抜においては、学力検査の成績、作文、調査書及び面接を総合して、編入学者の選抜においては、学力試験、調査書及び面接を総合して、合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

APに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入学者選抜委員会規則に基づき整備されている。

検証の結果、改善を要しないと判断している。

#### 基準5-11

【評価結果】基準5-11を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会が整備されている。

当校においては、令和4年度に機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科、環境都市工学科が改組され、工学科（情報エレクトロニクス系、機械ロボティクス系、都市デザイン系の3系）が設置されている。

当校における令和4年度から令和7年度の4年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

領域6 専攻科課程の教育活動の状況
<p>基準</p> <p>6-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。</p> <p>6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>6-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>6-11 実入学者数が適切な数となっていること。</p>

#### 基準6-1

【評価結果】基準6-1を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程全体及び各専攻の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

#### 基準6-2

【評価結果】基準6-2を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

#### 基準6-3

【評価結果】基準6-3を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、専攻科の教育課程が準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、2年次に全専攻科生対象の授業科目として「機能デザイン」を開

講しており、与えられた問題、課題を自ら考え出した他にない方法で答に導くため創造力育成訓練を行う授業が行われている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、近隣企業団体と連携した課題を取り上げ、水位計を提案、試作までを行った。

実践力を育む教育方法の工夫として、1年次に全専攻科生対象の授業科目として「学外実習」が開講されており、実習先で学生による就業体験が行われている。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、学外実習（海外派遣）が実施されている。

#### 基準6-4

【評価結果】基準6-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

#### 基準6-5

【評価結果】基準6-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、他専攻授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、準学士課程教育との連携、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換、豊橋技術科学大学との連携教育プログラムの取組が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、外国への留学に関する支援体制等が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、学生との懇談会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会として「学外実習（海外派遣）」が実施されている。

#### 基準6-6

【評価結果】基準6-6を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等が適切に行われていることが確認されている。

成績評価や単位認定に関する基準が、専攻科ガイダンス及び専攻科学生便覧により学生に周知されてい

る。

また、追試験の成績評価の方法として専攻科の受講手続き、単位修得、試験、進級、修了等に関する内規が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、専攻科の受講手続き、単位修得、試験、進級、修了等に関する内規に定められている。

### 基準6-7

【評価結果】基準6-7を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準を、DPに従って組織として策定している。

修了認定基準が、専攻科学生便覧により学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、教員会議・執行会議合同会議において修了認定が行われている。

### 基準6-8

【評価結果】基準6-8を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が教育の質保証のための各種点検・改善システムに関する申合せに基づき整備されている。

修了時の学生については、令和6年度に専攻科 学習・教育目標の達成度評価の確認が行われ、専攻科運営委員会で調査結果の報告と分析が行われている。

修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先については、令和6年度に卒業生および企業に対するアンケート調査が行われ、教育改善委員会での評価・検討が行われている。

### 基準6-9

【評価結果】基準6-9を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、学校及び専攻科目的、DP、CPを踏まえ、明確に定められている。

### 基準6-10

【評価結果】基準6-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）、調査書及び入学志望調書を総合して、学力選抜においては、学力試験、英語能力、調査書及び面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を総合して、社会人特別選抜においては、調査書及び面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を総合して合否が判定されている。

推薦選抜、学力選抜、社会人特別選抜において、令和7年度まで学力試験を口頭試問で行っていたが、口頭試問にあたっては試験問題、模範解答、判定基準を整備し、解答を記録する等の取組が必要であった。しかし、面接における口頭試問は令和8年度選抜より行わないこととしている。

入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入学者選抜委員会規則に基づき整備されている。

検証の結果、専攻科新入生理解度アンケートの改善が行われている。

基準6-11

【評価結果】基準6-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。